

定 款

株 式 会 社 カ ネ ミ ツ

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社カネミツと称し、英文ではKANEMITSU CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車・農機具・一般機械の部品の製造及び販売
2. 金型、治工具及び機械設備の製造及び販売
3. 不動産の賃貸
4. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県明石市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、17,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
4. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
5. 次条に規定する権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

②代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。

②代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段に決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条の規定により会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当規約に基づく責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第37条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

②未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。